



水利慣行 ③

ふるさと御所 歴史探訪

先月号で、渇水期に順番と取水時間を決めて取水する「番水」について説明しました。番水が始まった後、雨が降って、水が豊富に流れるようになると、自由に取水できるようになります。これを「番破れ」といいます。番破れに関し、元禄4年（1691）にあった出入（論争）の文書が残っています。その表題部を写真1に示します。書かれている表題は、左記の通りです。

ほらし川横井上下七ツの井手、俱戸羅村方と御所町・松本村と水論出入喫申、覚

「ほらし川（現、柳田川）にある横井井手を含む7つの井手（取水口）に

写真1



ついて、俱戸羅（櫛羅）村と御所町・松本村との間で論争があり、それを暖（仲裁）した記録ということ。この文書は、長さが3mあまりで、経過、双方の言い分、解決案等が書かれ、関係者がそれぞれ記名・捺印しています。

番水になり、各取水口の取水の順番と時間を決めて運用していましたが、いつ番破れにするかが問題になったのです。俱戸羅村は上流にあり、早く番破れになったほうが有利ですが、下流の御所町と松本村は、番破れになって俱戸羅村に大量の水を取られると困るということです。

江戸時代にも、個人と個人、村と村等の「もめ事」が沢山ありました。その解決方法として、奉行所に訴え出ることができました。元禄12年（1699）から14年にかけて、吐田郷8か村と河内の25か村の間で、水越

峠をはさんでの水争いがありました。この時は、双方が京都奉行所に訴え、大和側の勝訴になりました。

奉行所のまわりには「郷宿」（または「公事宿」）があり、訴訟の手助けをしてくれました。しかし、奉行所へ訴え出るのは、どうしても双方が納得しない場合だけで、個人の場合は村役人、村と村の場合は、近隣の村々が暖人（扱人、仲裁人）となつて解決することが多かったようです。

柳田川の番破れの問題について、北十三村・南十三村・山口村（当時は忍海郡、現在は、葛城市）・宮戸村・檜原村・蛇穴村の6か村が扱人になって解決しています。このように、多数の村の人たちに仲裁を依頼するということは、この問題が重要であったと考えられます。また、上流側には三室村と檜原村が加わり、下流側には竹田村が加わって協定を結んでいます。

俱戸羅村の言い分は、笠（人のかぶる笠と思われる）から雫（雫）が落ちるほど雨が降れば番破れにする」ということでした。また、御所町と松本村の言い分は「俱戸羅村明神社（現、鴨山口神社）と加茂明神社（現、鴨都波神社）の両方の屋根から雫が落ちたときに番破れにする」というものでした。

写真2



扱人の提案は「横井井出の端の地蔵に板屋根の辻堂があり、この屋根から雫が落ちれば番破れにする。他の地域に雨が降っても降らなくても、この辻堂の雫で決める」ということでした。これを双方が受け入れ、問題が解決しました。

以前、水利に詳しい宮前町の榎本啓利さんに聞いた話では、このルールは、吉野川分水で水が豊富になるまで続いたということです（約280年間）。ただし、屋根がブリキ製になり、屋根から雫が落ちた後、地上を3尺（90cm）流れたときと変更されたそうです。この地蔵は、「番地蔵」といわれ、三室にある市民会館（休館中）から西へ約700m行った三叉路の右側に現存しています。（写真2）

（文責 中井陽二）